

II 用語の解説

Ⅱ 用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

■事業内容等の不詳事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。

■出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

2 事業所の産業分類

事業所の売上(収入)金額や主な事業の種類(原則として平成23年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの)により、日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づき分類している。

3 従業者

平成24年2月1日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

4 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

5 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人で、「従業者」から「他の会社などの別経営へ出向・派遣している従業者数」を除き「他からの出向・派遣従業者数」を含める。

6 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高，営業収益，完成工事高など。有価証券，土地・建物，機械・器具などの有形固定資産など，財産を売却して得た収入は含めない。

7 付加価値額

付加価値とは，企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで，生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては，以下の計算式を用いている。

付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費

なお，本調査の付加価値には，国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち，以下は含まれていない。

固定資本減耗，雇主の社会保険料負担分，持ち家の帰属家賃
農林漁家，公営企業及び政府サービス生産者の付加価値 等

8 経営組織

(1) 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ，共同経営の場合も個人経営に含まれる。

(2) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

■会社

株式会社，有限会社，相互会社，合名会社，合資会社，合同会社及び外国の会社をいう。

ここで，外国の会社とは，外国において設立された法人の支店，営業所などで，会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。

なお，外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は，外国の会社ではない。

■会社以外の法人

法人格を有する団体のうち，前述の会社を除く法人をいう。

例えば，独立行政法人，社団法人，財団法人，社会福祉法人，学校法人，医療法人，宗教法人，農（漁）業協同組合，事業協同組合，労働組合（法人格を持つもの），共済組合，国民健康保険組合，信用金庫などが含まれる。

(3) 法人でない団体

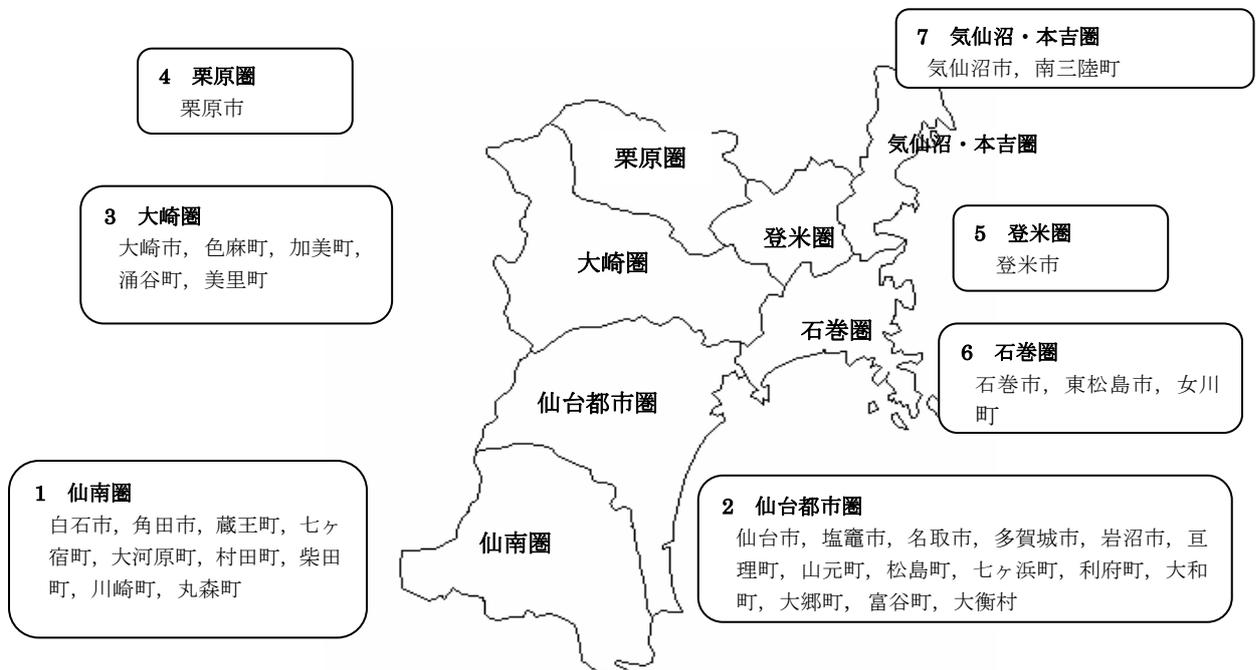
法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

9 地域区分

本文、表及びグラフでの広域圏の区分は次のとおりである。

文中及び表中の市町村名及び集計数値については、調査期日である平成24年2月1日現在の市町村としている。



Ⅲ 利用上の注意

Ⅲ 利用上の注意

- 1 この調査結果は、総務省及び経済産業省から公表された「平成24年経済センサス-活動調査」産業横断的集計（基本編）の確報集計結果（平成25年8月27日公表：平成25年11月27日訂正，平成26年2月26日改訂）及び産業横断的集計（詳細編）の確報集計結果（平成25年11月27日公表）に基づくものであり，平成25年4月に公表した速報集計結果とは異なる場合がある。
- 2 売上（収入）金額については平成23年1年間，経営組織，従業者数等の経理事項以外の事項は平成24年2月1日現在の数値である。
- 3 売上（収入）金額は，以下の産業（※ネットワーク型産業）においては集計しない。
※「建設業」，「電気・ガス・熱供給・水道業」，「通信業」，「放送業」，「映像・音声・文字情報制作業」，「運輸業，郵便業」，「金融業，保険業」，「学校教育」，「郵便局」，「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
- 4 売上（収入）金額等一部の項目については，必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。
- 5 事業所単位の付加価値額は，企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所にあん分することにより，全産業について集計した。（「事業従事者数」とは，従業者数から別経営の事業所への出向・派遣従業者数を差し引き，別経営の事業所からの出向・派遣従業者数を足し上げた数。）
- 6 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し，平成21年経済センサス-基礎調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計した。
- 7 本書で比較対象としている「平成21年経済センサス-基礎調査」の数値については，国及び地方公共団体の事業所を除いた数値である。
- 8 各項目の金額は，単位未満を四捨五入しているため，内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお，比率は，小数点以下第2位で四捨五入した。また，「0.0」は，四捨五入による単位未満である。